

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

焼津市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

焼津市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和四年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務【令和4年5月31日終了】 (2)令和四年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務【令和4年12月31日終了】 (3)住民税非課税世帯等に関する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務【令和5年3月31日終了】 (4)令和五年度住民税非課税世帯支援給付金支給事務【令和5年12月31日終了】 (5)令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和6年3月31日終了】 (6)令和五年度物価高騰対策給付金(第一号) (7)令和五年度物価高騰対策給付金(第二号) (8)令和六年度物価高騰対策給付金
③システムの名称	(1)児童福祉システム (2)令和4年度非課税世帯等給付金対応システム (3)令和4年度非課税世帯等給付金対応システム (4)令和5年度非課税世帯等給付金対応システム (5)低所得の子育て世帯生活支援特別給付金対応システム (6)令和5年度非課税世帯等給付金対応システム (7)システムの導入はなし (8)令和6年度非課税世帯等給付金対応システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て世帯への臨時特別給付金支給情報ファイル (2)(3)(4)(6)(7)(8)受給者情報ファイル (5)低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・ 番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・ 番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)(5)こども未来部 子育て支援課 (2)(3)(4)(6)(7)(8)健康福祉部 地域福祉課 生活自立支援担当
②所属長の役職名	(1)(5)子育て支援課長 (2)(3)(4)(6)(7)(8)地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 (1)(5)子育て支援課 054-626-1137 (2)(3)(4)(6)(7)(8)地域福祉課 054-631-5531
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津一丁目6番地の1 054-623-4791
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

